

イーレックス株式会社「イーレックス新潟（仮称）建設計画に係る 計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和３年１０月１９日
経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）第３条の６の規定に基づき、イーレックス株式会社「イーレックス新潟（仮称）建設計画に係る計画段階環境配慮書」について、同社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

（参考）当該地点の概要

１．計画概要

場 所：新潟県北蒲原郡聖籠町
原動力の種類：汽力
出 力：約３０万kW

２．これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 ３ 年 ７ 月 ２ ９ 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 ３ 年 １ ０ 月 １ １ 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和 ３ 年 １ ０ 月 １ ９ 日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、江藤

電話：０３－３５０１－１７４２（直通）

イーレックス株式会社「イーレックス新潟（仮称）建設計画に係る
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

- (1) 必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、事業特性を踏まえた最新の科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- (2) 今後の検討に当たっては、地元自治体の意見を十分勘案し、環境影響評価において重要である住民への説明や意見の聴取等の関与の機会の確保についても十全を期すること。
- (3) 本事業において調達する燃料について、以下の事項に取り組むこと。
 - ① 第三者認証の取得等により、燃料調達段階を含むサプライチェーン全体の持続可能性を確保すること。
 - ② 栽培による土地利用変化による環境負荷を極力回避又は低減するとともに、「自然環境保全基本方針」（令和2年環境省告示第29号）等の内容を踏まえつつ、燃料の製造・加工段階を含むサプライチェーン全体の生物多様性の保全に配慮した事業計画を検討すること。
 - ③ 二酸化炭素を排出しない稼働時のみに着目せず、「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」（令和3年7月改訂環境省）に基づき、燃料の製造、加工も含む本事業のライフサイクル全体の温室効果ガス排出量を算定し、その結果を踏まえ、必要に応じて事業計画の見直しを行うこと。
- (4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 大気環境

事業実施想定区域及びその周辺は、大気の汚染に係る環境基準を達成していない地点も存在することから、大気環境に係る以下をはじめとする事項に取り組むこと。

- ① 事業実施想定区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住居等が存在することから、本発電設備の稼働に伴う

大気質への影響が回避・低減されるよう、煙突の高さ及び配置等に関して、大気汚染物質の拡散状況、短期高濃度条件の影響について十分考慮した適切な環境保全措置を検討すること。

- ② 本発電設備の稼働に伴う大気質への影響をできる限り低減するため、今後、地元自治体と協議の上、公害防止協定が締結される場合にはそれを遵守するよう、最良の技術による環境対策設備を採用し、施設の適切な維持管理を図ること。
- ③ 微小粒子状物質（PM2.5）の二次生成に係る予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえ、必要に応じて調査、予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。

（２）廃棄物等

本発電設備の稼働に伴い発生する焼却灰は、将来にわたり膨大な量となるため、セメント原料等として適切な有効利用が図られるよう、稼働期間における継続的な有効利用方法及び利用先を確保すること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。